静岡県企業局工業用水道新規顧客開拓成功報酬制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、静岡県公営企業の設置等に関する条例（昭和42年静岡県条例第24号）第１条第１号に規定する工業用水道事業（柿田川工業用水道を除く）の利用促進を図るため、新たに工業用水の給水を希望する者（以下、「給水希望者」という）に関する情報を提供した者（以下、「情報提供者」という）に対し、静岡県企業局と給水希望者の間で給水契約を締結するに至った場合に、当該情報提供の対価（以下、「成功報酬」という）を支払う制度を設けるとともに、その取扱いについて定めるものとする。

（情報提供者の要件）

第２条　給水希望者に関する情報を提供することができる者は、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人とする。

（１）建設業法（昭和24年法律第100号）第３条第１項の許可を受けて建設業を営む者

（２）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の登録をして設計等を行うことを業とする者

（３）宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第３条第１項の免許を受けて宅地建物取引業を営む者

（４）銀行法（昭和56年法律第59号）第４条第１項に規定する免許を受けて銀行業を営む者

（５）商工会議所や商工会等の商工団体の他、企業支援を行うことを業とする者

（６）静岡県企業局が管理する工業用水道を使用している者

（７）その他、職務上給水希望者に関する情報を知ることができるものであって、管理者が情報提供者として適当と認める者

（情報提供者の欠格条項）

第３条　次の各号に該当する者は、前条の規定にかかわらず情報提供者の資格を有しない。

　（１）関係法令により業務停止処分、営業停止処分等の処分を受けている者

（２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

（３）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

（４）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

（５）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

（６）暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等供給若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

（７）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（８）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

　（９）前各号に掲げるもののほか、管理者が情報提供者として不適当と認める者

（給水希望者に関する情報の提供方法）

第４条　情報を提供しようとする者は、次に掲げる情報について給水希望者に関する情報提供書（様式第１号、以下「情報提供書」という。）により静岡県企業局経営課、静岡県企業局東部事務所又は静岡県企業局西部事務所へ直接持参するものとする。

　（１）給水希望者の概要

　（２）給水先

　（３）給水を希望する工業用水道事業名、契約水量、使途

　（４）給水開始希望時期

２　情報を提供しようとする者は、情報提供書の提出にあたっては、事前に給水希望者の承認を得なければならない。

３　情報提供書は、給水希望者１件について１通のみ提出することができるものとする。

（受領書の交付等）

第５条　情報提供書が提出されたときは、管理者は給水希望者に関する情報提供書受領書（様式第２号、以下「受領書」という。）を交付するものとする。

２　前項の交付に当たっては、管理者は直接、給水希望者の意向を確認しなければならない。

３　同一の情報が複数の者から提供された場合は、給水希望者に特別の事情がない限り、最初に情報提供書を提出した者に受領書を交付するものとする。

４　情報提供者は、成功報酬を受領する権利を第三者に譲り渡してはならないものとする。

５　第１項の受領書を交付された情報提供者が、情報提供書を取り下げようとする場合は、管理者に当該受領書を返却するものとする。

（受領書を交付しない場合）

第６条　次の各号のいずれかに該当する場合は、受領書を交付しないものとする。

（１）情報提供のあった給水希望者について、既に管理者が情報を取得しているとき。

（２）給水希望者自らが情報を提供するとき。

（３）前条第２項の規定による確認等の結果、給水希望者に工業用水を使用する意向がない等、受領書を交付することが適当でないと管理者が認めるとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、受領書を交付することが適当でないと管理者が認めるとき。

（受領書の無効）

第７条　管理者は、第５条第１項の規定により受領書を交付した後、成功報酬の支払に至るまでの間において、次の各号のいずれかに該当する事実を確認した場合は、当該案件に係る受領書は無効とし成功報酬を支払わないものとする。

（１）情報提供者が、成功報酬を受領する権利を第三者に譲り渡したとき。

（２）情報提供者の不正又は不当な行為等により給水希望者に関する情報を入手したことが判明したとき又は情報提供書に事実とは異なる記述があったとき。

（３）情報提供者が、第３条各号の欠格条項に該当することが判明したとき又は欠格条項に該当することとなったとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、管理者が無効と認めたとき。

（受領書の有効期間）

第８条　受領書の有効期間は、第５条第１項の規定により受領書を交付した日から起算して３年間とする。

２　前項の有効期間については、情報提供者から給水希望者に関する情報提供書受領書の期間延長申請書（様式第３号）が提出され、管理者がやむを得ない事情があると認めたときは、これを延長することができる。この場合において、管理者は、給水希望者に関する情報提供書受領書の期間延長通知書（様式第４号）を情報提供者に交付するものとする。

（契約状況の確認）

第９条　管理者は、給水希望者との間で給水契約を締結するに至った場合、又は給水希望者へ給水しないことが確実となったことを確認した場合、第５条第１項の規定により受領書を交付した情報提供者に対し、給水希望者に関する契約状況確認通知書（様式第５号、以下「契約状況確認通知書」という。）により通知するものとする。

２　情報提供者は管理者に対して、確認結果についての異議を申し立てることはできない。

（成功報酬の支払）

第10条　管理者は第８条第１項に規定する受領書の有効期間（第８条第２項の規定による期間の延長があった場合には、延長後の期間をいう。）内に、給水希望者との間で給水契約を締結するに至った場合には、受領書に記載された情報提供者に対して、別表の支払基準により成功報酬を支払うものとする。

２　管理者は情報提供者に対して、前項に定める成功報酬のみを支払うものとし、これ以外の交通費、通信費等の実費の弁償は行わないものとする。

３　情報提供者が第２条（６）に該当する場合は、成功報酬の支払に代えて基本使用料金（二部料金制の場合は基本料金）において第１項の額を減免する。

４　第１項の支払を受けるにあたり、情報提供者は、成功報酬請求書（様式第６号）に、受領書及び契約状況確認通知書を添付して管理者に提出するものとする。

５　第３項の減免を受けるにあたり、情報提供者は前項の成功報酬請求書に代え静岡県工業用水道及び水道給水規程（昭和44年４月１日企業局管理規程第６号）第24条に基づく使用料免除・減免申請書を提出するものとする。

（情報提供者と給水希望事業者の紛争の解決）

第11条　この成功報酬制度に関し、情報提供者間又は情報提供者と給水希望者との間で紛争が生じたときは、情報提供者の責任において処理するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

　　附　則

　この要綱は、令和３年３月26日から施行する。

　　附　則

　この要項は、令和４年３月26日から施行する。

別　表

情報提供者に対する成功報酬支払基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | | 契約日量１㎥あたりの成功報酬額 | |
| 柿田川工業用水 | | ３００円 | |
| ふじさん工業用水 | 原水 | （基本水量を定めた者）  ３３０円 | （基本使用水量を定めた者）  ３８０円 |
| 浄水 | （基本水量を定めた者）  ５１０円 | （基本使用水量を定めた者）  ６５０円 |
| 静清工業用水 | | ６００円 | |
| 中遠工業用水 | | ９６０円 | |
| 西遠工業用水 | | ９６０円 | |
| 湖西工業用水 | | ９６０円 | |

※１日あたりの契約水量が100㎥以上のものに限る。

※月契約の場合は30で除した水量とし、１㎥未満の端数は切り捨てる。

※成功報酬額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。